

主な記事 各自治体のコールセンター支援制度 一覧

各自治体のコールセンター支援制度 一覧

テレマーケティング産業の普及・浸透に伴い、全国の自治体においてもコールセンター支援制度等が広がりつつある。当協会に情報提供などされたものを中心に、各自治体のコールセンター支援制度を紹介する。

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
北海道	北海道企業立地促進条例 特定事業所等の増設に係る投資額を基準とする助成 雇用増を基準とする助成 (平成20年3月31日までに知事が指定したもの) 対象要件: 札幌市以外:投資額5,000万円以上かつ雇用増15人以上/札幌市:投資額1億円以上かつ雇用増50人以上。 札幌市以外:投資額5,000万円以上かつ雇用増15人以上/札幌市:投資額1億円以上かつ雇用増50人以上	特定事業所等の増設に係る投資額を基準とする助成 新設:投資額の10%、増設:投資額の5%(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者は7%) 雇用増を基準とする助成 常時雇用する従業員数1人あたり50万円(札幌市に立地する場合は49人までは30万円、50人から50万円)、100人以上雇用する場合は100人目から10万円上乗せ 限度額 1億円 2億円	北海道経済部産業立地課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-krkytyugu/yugu2.htm
札幌市	札幌市企業立地支援制度 特定コールセンター(立地)に対する補助金 ニュービジネス立地に対する補助金 特定コールセンター(増設)に対する補助金 対象要件 主に情報関連または金融などの技術や知識に関する顧客サービスを行うこと BPO、シェアードサービス、バックオフィスなどを行う事業者で、情報技術を活用し、主に企業等の情報処理等を行うこと 20名以上の新規常用雇用、100名以上の新規常用雇用 北海道外の顧客、企業等に対するサービスを行う	1)2)3)の3種類の助成内容から1つ選択。1)人件費:新規常用雇用者1人あたり30万円、2)オフィス賃借料:上限1万円/月・坪、3)通信費:上限月額100万円。限度額:1000万円×3カ年度 コールセンター業務に必要な知識・技術に関する研修費用:1人あたり20万円を上限(自社採用の場合に限る)。限度額:500万円 1)2)の2種類の助成内容から1つ選択。1)人件費:新規常用雇用者1人あたり30万円、2)オフィス賃借料:上限1万円/月・坪。限度額:1,000万円×3カ年度 特定コールセンター(増設)に対する補助金 コールセンター業務に必要な知識・技術に関する研修費用:1人あたり10万円上限(自社採用の場合に限る)。限度額:1,000万円	人材確保支援:「コールセンター就職セミナー」や「コールセンター合同企業説明会」を開催。 人材育成支援:「スーパーバイザー養成研修」、「マネージャー養成研修」等のスキルアップ研修を実施。 札幌市経済局工業振興担当課 TEL 011-211-2362
滝川市	土地取得助成金助成制度 固定資産税に対する助成 産業サポート助成事業 (期間: 滝川市商工業振興条例による。期限なし。当面継続) 対象要件 滝川市内に土地を取得し、工場等を新設・移設・増設される企業 市内で起業・創業、新商品開発・新分野進出、経営革新などを計画している個人・企業など	土地取得助成金助成制度 1)滝川市内に土地を取得し、工場等を新設・移設・増設する場合:土地取得費の25%。総額5,000万円及び3.3㎡当たり10,000円限度 2)滝川中央工業団地に土地を取得される場合:土地取得費の50%。総額5,000万円及び3.3㎡当たり20,000円限度(対象地は団地内の滝川市土地開発公社所有地。適用期間は平成23年3月31日まで) 固定資産税に対する助成 助成金額:固定資産税の2年分 事業用の建物・償却資産に係る固定資産税(初年度賦課額) 産業サポート助成事業 滝川市内で行われる起業や創業に関わる事業を助成。 助成金額:100万円(事業費の1/3以内) 全市的に経済波及効果が高いと認められる事業は、上限200万円(事業費の1/2以内)	現在コールセンターに特化した助成制度は定めていませんが、進出企業と協議のうえ新たな助成制度を設けるとともに、立地環境の整備や各種研修の開催など人材確保の面などで行政が全面的にサポートします。 滝川市商工労働課地域振興室 TEL 0125-23-1234 内線1352
青森県	テレマーケティング関連産業立地促進費補助金 対象要件 1)県の誘致企業で、平成20年3月までに業務開始するもの 2)テレマーケティング関連企業(県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務、又は顧客等のデータ管理する業務を行う企業)であること 3)操業開始時において県内から雇用する従業員等が20名以上であること	1)通信回線使用料補助(の合計額) 専用回線分使用料補助:1/2 一般回線分使用料補助:1年目1/2、2年目1/3、3年目1/4 2)貸しオフィス賃料経費の1/4 3)雇用奨励費:県内からの常用雇用者1人目から1人につき30万円(青森中核工業団地に立地する企業に限定) 限度額 1) 合計:年間3,000万円(3年間) 2)年間700万円(3年間) 3)限度額1億円(3年間で1回限り) 1企業に対する3年間の補助金総額の限度額 1億円(ただし、中核工業団地に立地する場合は2億円)	青森県商工労働部工業振興課 産業立地推進グループ TEL 017-734-9380 http://www.pref.aomori.lg.jp/kigyuu/

特集 各自治体のコールセンター支援制度

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
盛岡市	盛岡市の企業誘致優遇策 コールセンター・ニュービジネスに対する優遇措置(盛岡市情報関連企業立地促進事業補助金)(平成19年度中までに操業を開始した企業に限る) 対象要件 右の各助成措置を参照	新規雇用に関する助成措置 操業開始の日から3月以内に市民を20人以上を新規雇用し、継続して1年以上雇用した場合、20万円/人を助成。 上限2,000万円(操業を開始した年度のみ助成) 通信回線使用料の助成措置 補助を受けようとする年度の3月31日の新規雇用者が20人以上の場合、通信回線使用料の1/2以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度助成(単年度上限500万円) 事業所の賃貸料の助成措置 補助を受けようとする年度の3月31日の新規雇用者が20人以上の場合、事業所の賃貸料の1/3以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度助成(単年度上限500万円) の助成を重複して受けることはできない	本補助金は、雇用促進に重点を置いたものであり、新規雇用者の数に比例して補助金額が増加する。情報関連企業の助成制度のほかに、製造業等の立地にかかる助成制度である「盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金」の制度がある。 盛岡市商工観光部企業立地推進室 TEL 019-651-4111 内線3714～3716 http://www.city.morioka.iwate.jp/ トップページ「産業と雇用」「産業情報」「工場等設置優遇制度・商工団体」
秋田県	情報通信関連企業立地促進事業補助金 対象要件 コールセンター：常用雇用者換算20人以上(パート社員、派遣社員等を含む)の企業(貸金業者、商品取引員及びその業務の一部を受託するコールセンターを除く) データセンター・情報サービス業：常用雇用者5人以上	建物・機械設備等の投下固定資産：20%(操業後3年以内又は操業前1年間を含め3年以内に取得するものが対象) 建物・機械設備の賃借料：50% 3年間(1㎡当たり月額千円×事業使用面積と比較して、いずれか低い額) 通信回線使用料：50% 5年間(年間4千万円を限度) オペレーター等確保費：オペレーター等1人につき年間25万円 5年間 限度額：10億円	全国トップクラスの支援制度に加え、市町村もオーダーメイドの支援を準備するほか、県立技術専門学校におけるコールセンター科を設置するなど、秋田でのスムーズな事業立ち上げに万全な協力体制でお待ちしています。 秋田県誘致企業室企業立地促進班 TEL 018-860-2251 http://www.pref.akita.jp/industry-location/
横手市	情報通信関連事業所設置奨励金 対象要件 情報通信関連事業所(コールセンター等)を対象とし、操業開始日以後、新規常用雇用者を10人以上継続して雇用した場合に交付	・建物賃借料の30%を奨励金として交付(3年間継続で、年額最高200万円補助) ・通信回線使用料の30%を奨励金として交付(3年間継続で、年額最高400万円補助)	横手市産業経済部 商工労働課 TEL 0182-45-5516
宮城県	宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金 対象要件 ・県内にコールセンターを新設、移転又は増設する企業で、新設、移転又は増設に伴い、政令市にあっては50人、政令市以外にあっては20人を超える県民を新たに雇い入れた企業。ただし新規雇用者が200人以下で政令市に立地する場合には、インバウンド業務に限る。 いずれも雇用保険に加入する県民であることが交付対象雇用者の要件	1)基本額：20人を超える新規雇用者数×下記単価(限度額1億5千万円) 常時雇用者：30万円/人 短時間労働者及び派遣労働者等：24万円/人(FTE換算による) 2)加算額：(新設、移転した企業を対象に交付) 家屋・償却資産の課税標準額×10%(限度額5,000万円) 通信回線使用料×1/6×3カ年(限度額1,000万円/年) オフィス賃料及び設備機器賃借料×1/6×3カ年(限度額1,000万円/年) 従業員の保育支援に要する経費×1/4×2カ年(限度額500万円/年)	奨励金制度のほかに、オペータ養成セミナー、企業合同説明会、オペレータコンテストの実施など立地したコールセンターをサポートする支援メニューも設けております。 宮城県企画部情報産業振興室 TEL 022-211-2479 http://www.pref.miyagi.jp/jyoho-i/
栗原市	栗原市コールセンター立地促進特別奨励金(期間：平成21年3月31日まで) 交付要件 栗原市1000人雇用創出の推進期間内(平成21年3月31日まで)に、市内にコールセンターを新設、移転又は増設する企業 新設、移転又は増設に伴い、市民を新たに21人以上雇い入れた企業	基本額：新規雇用者数に応じた交付 1)20人を超える新規雇用者数×雇用形態別単価 雇用形態別単価：新規常用雇用者～30万円/新規短時間労働者及び新規派遣労働者等～24万円 2)雇用者数に応じた追加交付 栗原市1000人雇用創出の推進期間内に、雇用規模を拡大(20人超)した場合には、追加交付。 加算額：コスト構造に応じた交付：新設又は移転した企業を対象 1)投下固定資産を対象とした交付：土地を除く家屋及び償却資産の固定資産税の課税標準額×10% 2)賃料を対象とした交付：オフィス賃料及び設備機器賃料×50%×2年分 3)雇用安定化を対象とした交付：より安定した雇用形態に採用替えになった人数×6万円/人 限度額：限度額なし 1)5,000万円 2)4,000万円 3)500万円	基本額 ・交付限度額なし ・パートや派遣労働者も交付対象 加算額 ・設備機器賃料を交付対象に算入 ・雇用安定化を交付対象に算入 栗原市企画部企画課 企業立地係 TEL 0228-22-1125 http://www.kuriharacity.jp/
福島県	産業集積促進補助金 指定要件 施設等新設・増設 初期投資額(土地購入費を除く)：100億円以上 地元雇用者100人以上	投下固定資産額(土地購入費・造成費を除く)の2.5/100以内を補助 補助上限額：5億円	福島県商工労働部 地域経済領域立地グループ TEL 024-521-7280 http://www.pref.fukushima.jp/info/kigyō
山形県	山形県コールセンター立地促進補助金(平成19年3月31日までに交付対象事業所の指定を受けたものに限る) 助成要件：県の誘致により、県外から県内に立地してコールセンター事業を展開する企業 操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること	雇用：地元雇用者1名当たり30万円(常勤換算あり) 通信回線使用料：開設後1年間の通信回線使用料の1/2 事業所賃借料：開設後1年間の事業所賃借料の1/2 増設の取扱い：開設後3年以内に、処理能力増強のため雇用者を10名以上増加させる場合は、増加した地元雇用者数×30万円を助成 限度額：3億円(3年間通算)	山形県工業振興課 企業立地担当 TEL 023-630-3127 http://www.pref.yamagata.jp/

特集 各自治体のコールセンター支援制度

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
山形市	山形市コールセンター立地促進事業助成金 (平成20年3月31日まで) 助成要件:市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 1)市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2)事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用	通信回線使用料:1年分の通信回線使用料の1/3の額 事業所賃借料:1年分の事業所賃借料の1/3の額 新規雇用創出費:地元常用雇用者等1人当たり20万円(3年以内に新たに地元常用雇用者等を10名以上増加させる場合も該当) 限度額:総額1億円(3年間通算)	山形市商工観光部 商工課企業立地係 TEL 023-641-1212 (内線417・418) http://www.city.yamagata.yamagata.jp/
酒田市	酒田市情報通信関連企業立地促進助成 対象要件:市内でコールセンター事業を行う企業 新規地元雇用者数30人以上かつ新設オペレータ席30席以上	雇用:新設したオペレータ席1席あたり45万円(開設時以降は純増分、3年間) 通信回線使用料:開設後3年間の通信回線使用料の1/2 事業所賃借料:開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額:1億円(3年間通算)	酒田市商工観光部 商工港湾課工業労政係 TEL 0234-26-5757 http://www.city.sakata.yamagata.jp/
新潟県	コールセンター等企業立地促進事業補助金 対象要件 新規常用雇用者数等の要件:20人以上雇用 建設条件:新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 県内企業への適用:あり	事業所賃借料(1年間)×1/2 通信回線使用料(1年間)×1/2 新規常用雇用者数(3年間)×30万円 限度額:1億円(3年間通算) 知事特認2億円	補助金による助成だけでなく、人材確保・各種人材育成訓練等について、県、市の連携による万全の支援を行います。 新潟県産業労働観光部 産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.jp/sangyorodo/sangyoritchi/kigyoritchi/index.html
富山県	情報通信関連企業立地助成金 専用通信回線使用料(県単独助成) オフィス賃借料助成金(市町村間接助成) 設備等リース料助成(市町村間接助成) 対象要件 専用通信回線設置(新設のみ) 新規雇用10人以上(特認要件:新規雇用60人以上かつ市町村が回線使用料に対し助成すること) 新規雇用20人以上 新規雇用60人以上、かつ取得価額1億円以上	通信回線使用料×50% オフィス賃借料(共益費等別)×2/3 取得価額×10%×(当該年度リース料/リース料総額)×5年間 限度額 2,000万円/年×3年間(特認の場合は6年間以内) 2,400万円/年×5年間 5億円	・ランニングコストを軽減する助成制度を整備しているほか、公的機関では人材育成コースを設置しています。 ・少ない自然災害、ロイヤリティが高く、優秀な人材には定評があります。 富山県商工労働部立地通商課 企業誘致係 TEL 076-444-3244
石川県	雇用拡大関連企業立地促進補助金 対象要件:製造業、情報処理・提供サービス施設等の新設又は増設(コールセンターは従業員数100名以上) 1)過疎・準過疎地域に立地の場合:投資額(新設・増設)1億円以上、常時雇用者数(純増)5人以上 2)上記1)を除く能登地域に立地の場合:投資額新設1億円以上/増設3億円以上(民有地の場合5億円以上)、常時雇用者数(純増)10人以上 3)上記1)を除く加賀地域に立地の場合:投資額新設1億円以上/増設5億円以上、常時雇用者数(純増)15人以上	投資額補助 1):新設20%/増設10% 2):新設10%/増設5% 3):新設5%/増設2.5% 新規地元雇用者数(純増)×50万円 限度額 新設:5億円 特認10億円(市町分と合わせ20億円) 増設:2億円 特認5億円(市町分と合わせ10億円)	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517
福井県	福井県企業立地促進補助金 (期間:平成23年3月31日まで) 要件:知事または市町長の誘致企業 情報サービス業の要件 情報サービス業A:事業所の新増設にかかる投下固定資産額3千万円以上かつ新規雇用者10人以上 情報サービス業B:事業所の新増設にかかる投下固定資産額3千万円以上かつ新規雇用者50人以上	<情報サービス業A> 補助対象投下固定資産:20% <情報サービス業B> 補助対象投下固定資産:20%(既存の建物の取得も対象) 賃借料:年間オフィス・機械設備等賃借料の1/4(年間2千万、3年間を上限) 通信費:年間専用回線使用料の1/2(年間2千万、3年間を上限) 人件費:新規雇用者年間人件費の1/3(1人あたり70万円を上限) 限度額 情報サービス業A:1回あたり交付限度額2億円/総交付限度額4億円 情報サービス業B:1回あたり交付限度額3億円/総交付限度額6億円(ただし新規雇用者が400名以下の場合は4億円)	福井県産業労働部企業誘致課 企業立地推進室 TEL 0776-20-0375 http://www.fukui-iiic.or.jp/yuchi/
長野市	雇用創出企業立地支援助成金 雇用創出に関する助成 施設改修に関する助成 対象要件 市内に事業所を新設・移設・増設すること 3年以内に市内から新規に次の常用雇用者を1年以上雇用すること(中小企業者の場合:15人以上、それ以外の場合:30人以上) 都市計画区域外の場合:10人以上 上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が2000万円以上となること	助成額 雇用創出に関する助成 100人までの新規常用雇用者:1人につき10万円 101人以上の新規常用雇用者:1人につき20万円 施設改修に関する助成 施設改修に要する費用の1/2以内 限度額:5000万円 左記の常用雇用者数×100万円または5000万円のいずれか低い額	この制度は、幅広い業種に適用できること、貸しオフィス等の賃借物件の事業所の改修費用についても助成の対象となることが特長です。 詳しくは以下の連絡先までお気軽にお問合せください。 長野市産業振興部産業政策課 TEL 026-224-6859 http://www.city.nagano.nagano.jp 「各課のご案内」産業政策課のページへ

特集 各自治体のコールセンター支援制度

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
三重県	<p>パレー構想関連産業等立地促進補助金</p> <p>利用要件：平成19年3月31日までに認定を受けた企業</p> <p>1)公的用地を新たに取得又は賃借して立地する場合：建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上、県内常用雇用者数5人以上(コールセンターは20人以上)</p> <p>2)1)以外の場合：建物・機械設備等、投下償却資産額が10億円以上、県内常用雇用者数10人以上(コールセンターは常用雇用者40人以上・うち県内常用雇用者数20人以上)、適当と認められる場所への立地であること</p> <p>3)オフィスをリースする場合：県内常用雇用者数20人以上</p>	<p>1)2)建物、機械設備、福利厚生施設等、補助対象となる投下償却資産額の10%(土地は補助対象外)</p> <p>3) オフィス賃料：1㎡・1月当たり1,000円×面積 又はオフィス賃料1/2のいずれか低い額(3年間)</p> <p>3) 専用通信回線使用料×1/2(3年間)</p> <p>限度額</p> <p>1)2)10億円</p> <p>3) 3,000万円(3年間通算)</p> <p>3) 6,000万円(3年間通算)</p>	<p>三重県企業立地室</p> <p>TEL 059-224-2819</p>
津市	<p>津市企業立地促進条例</p> <p>企業立地奨励金 情報通信関連分野賃借奨励金 雇用促進奨励金</p> <p>(平成19年3月31日まで)</p> <p>対象業種： 中勢北部サイエンスシティ業務拠点地域へ立地する事業所・工場 / 中勢北部サイエンスシティ地区の施設等を賃借して情報通信関連事業を行う事業者</p> <p>対象要件：立地の場合()：中勢北部サイエンスシティ業務拠点地域への投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用従業員数5人以上</p> <p>賃借の場合()：中勢北部サイエンスシティ地区の施設等を情報通信関連事業に賃借かつ常時雇用従業員数5人以上</p>	<p>企業立地奨励金：工場の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に次の割合を乗じて得た額 初年度100/100、2年度75/100、3年度50/100、ただし新産業事業所(情報通信関連分野その他市長が別に定める分野に係るもの)の場合は、100/100を5年間)</p> <p>情報通信関連分野賃借奨励金</p> <p>1)家賃：(1㎡あたりの家賃相当額×1/4)×床面積(1㎡:500円を上限)</p> <p>2)通信回線使用料：通信回線使用料相当額×1/4</p> <p>3)事業用設備購入費：事業開始に伴う設備購入費相当額×1/10</p> <p>雇用促進奨励金：新規常時雇用従業員1人につき12万円を交付</p> <p>限度額： 1)3年間1,500万円 2)3年間3,000万円 3)1,000万円、1,200万円(事業開始後1年を経過した時点で1回限り交付)</p>	<p>津市商工観光部</p> <p>企業立地課</p> <p>TEL 059-229-3263</p> <p>http://www.info.city.tsu.mie.jp/</p> <p>今年中に、助成内容の見直しを行う予定です。</p>
和歌山県	<p>和歌山県の助成制度 情報通信関連産業雇用奨励金 立地奨励金 情報通信費低減化支援補助金 事業所賃賃料低減化補助金 航空運賃低減化助成金</p> <p>交付要件</p> <p>新規地元雇用者数： 10人以上(紀南地域等にあっては5人以上) 5人以上</p> <p>投下固定資産額等： 3千万円以上(事業用の賃賃額を含む)</p> <p>その他：賃賃料月額が5,000円/坪より大きい支払、事業所がIHS地域内(田辺市・白浜町)、南紀白浜空港を利用</p> <p>当面、コールセンターの和歌山市への立地は対象外</p>	<p>新規地元雇用者数×50万円 事業所開設から3年間適用(増加分)</p> <p>投下固定資産額×30%</p> <p>専用回線使用料×50% 事業所開設から3年間適用(新規地元雇用者数50人以上の場合：公衆回線使用料×50% 事業所開設から3年間適用)</p> <p>(賃賃料月額/坪 - 5,000円)×借上坪数×12ヶ月×50%交付 事業所開設から3年間適用</p> <p>東京 - 南紀白浜の航空機を利用した回数×6000円 進出協定等の締結日から1年以内</p> <p>限度額</p> <p>2億円 累計限度額 2億円 4千万円 累計限度額</p> <p>1千万円 累計限度額 100万円</p>	<p>和歌山県商工労働部</p> <p>企業立地局企業立地課</p> <p>情報産業立地班</p> <p>TEL 073-441-2748</p> <p>http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/</p>
鳥取県	<p>鳥取県企業立地事業補助金制度</p> <p>情報通信関連雇用事業補助金</p> <p>要件</p> <p>地方公共団体が取得・造成した工業団地、知事が適当と認める土地に立地すること。投資額3000万円超。新規常用雇用者20人以上(パート含む)</p> <p>新規雇用者数(短期間労働者含む)20人以上</p>	<p>1)投下固定資産額×10%</p> <p>2)操業開始から1年間のリース料・賃賃料×1/2(期間5年以上のものに限る。5年間のリース料・賃賃料の合計額が3000万円を超える場合を対象とする)</p> <p>専用通信回線使用料及び借賃料の1/2(5年間)</p> <p>限度額</p> <p>2億円</p> <p>専用通信回線使用料：2,000万円。借賃料：1,200万円</p> <p>とも知事特認による限度額の増額あり</p>	<p>鳥取県商工労働部</p> <p>企業立地課</p> <p>TEL 0857-26-7699</p> <p>http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyouritchi/</p>
島根県	<p>島根県におけるコールセンター支援制度</p> <p>助成金等 通信費補助 家賃補助</p> <p>要件</p> <p>投下固定資産3,000万円以上。新規雇用10人以上従業員20人以上増。コールセンター業に該当(平成19年度までの利用開始が対象)</p> <p>新規雇用20人以上(平成18年度までに県内へ新規立地した企業が対象)</p>	<p>投下固定資本の15%補助</p> <p>通信料・システム利用料の1/2補助</p> <p>賃賃料の1/3補助(ただし、1万円/坪・月限度)</p> <p>限度額</p> <p>7億円/回 5,000万円/年(5年間)</p> <p>2,000万円/年(5年間) ただし、コールセンター業に限り雇用人数に応じた上限額のアップあり</p>	<p>島根県企業立地課</p> <p>TEL 0852-22-5295</p> <p>http://www.joho-shimane.or.jp/pref/</p>
山口県	<p>情報・通信産業等支援補助金</p> <p>(平成20年3月まで)</p> <p>対象要件：この制度は、建物又は機械・設備を一部自社で投資される場合の制度となる。5年間の操業条件、市町を通じて補助を実施</p> <p>投資要件：3千万円以上(建物・機械・設備)</p> <p>新規雇用従業員数：30人以上</p> <p>対象地域：県下全域(制度を整備した市町)</p>	<p>(専用回線使用料+家賃)×1/2以内</p> <p>新規雇用従業員数×30万円以内 1回限り</p> <p>限度額</p> <p>5千万円(1年間) 最長3年間</p>	<p>山口県商工労働部</p> <p>企業立地推進室</p> <p>TEL 083-933-3145</p> <p>http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyoo-r/</p>

特集 各自治体のコールセンター支援制度

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
萩市	萩市情報・通信産業等立地促進補助金 (期間:2008年度末まで)但し、2008年度末までに本格操業を行なっていればは5年間は3年間補助対象期間となる。 対象要件 ・事業所の新規開設であること ・事業所を新規開設後、当該事業所において事業者としての経済活動を10年以上継続するもの ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・新規開設時の新規雇用従業員が30名以上であり、その後もその数が維持されること ・事業所の開設において本市の他の補助金等を受けてないこと、等	専用回線通信料及び賃借料に要する経費 1)本格操業開始後3年間:各年度の専用回線通信料及び賃借料に要する経費の1/2または5,000万円のいずれか低い額 2)本格操業開始後4・5年目:各年度の専用回線通信料及び賃借料に要する経費の1/2または2,500万円のいずれか低い額 新規雇用従業員に要する経費 新規雇用従業員数×30万円(同一の新規雇用従業員に対する補助金の交付は1回限り) 限度額: 1)1年間5,000万円 2)1年間2,500万円 1年間3,000万円	本市は2005年3月6日に1市2町4村で広域合併、若者の定着を目指し雇用の再生を図っています。このたびこの要綱を新設し、またNTT西日本の好意によりNTTビルの一部を賃貸することによってコールセンター誘致を推進することになりました。 萩市企業誘致推進チーム TEL 0838-25-3538 http://www.city.hagi.yamaguchi.jp/hagicity/hagi/gaiyou.html
香川県	香川県企業誘致条例 (平成16年4月1日から5年間) 対象要件 コールセンター 新規常用雇用者50人以上	コールセンター ・土地を除く投下固定資産額の10%(但し、1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額×3年間、但し2年目以降は純増分のみ) ・事務所賃借料、通信費(専用回線)の1/2(3年間) ・機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ) 賃借料、通信費についてはそれぞれ年2,000万円を限度とする ・新規常用雇用者数×30万円(3年間、但し2年目以降は純増員のみ) ・新規短時間労働者数×15万円(3年間、但し2年目以降は純増員のみ) 限度額:5億円	大手通販企業の本社や主要企業の支店・支社が集積する香川県は、コールセンター業務に適した人材が豊富です。優遇制度の面では、各種賃借料の助成など最長3年、最高5億円の充実した助成を行っております。 香川県商工労働部産業政策課 産業集積推進室 TEL 087-832-3354 http://www.pref.kagawa.jp/sangyo/syuseki/
徳島県	徳島県情報通信関連事業立地促進補助金 (平成14年度～18年度に立地した事業所に対して5年間の補助) 県税の課税免除 助成の要件 コールセンター:オペレーター席が20ブース以上 データセンター:操業後1年以内に、10人以上の新規地元雇用 徳島県内に情報通信関連事業所(コールセンター及びデータセンター)を設置する法人のうち県の補助を受けている法人	1)専用回線使用料:1,000万円まで2/3、1,000万円以上1/2の助成 2)事務所賃借料:1,000万円まで2/3、1,000万円以上1/2の助成 3)新規地元雇用:短時間労働被保険者以外の一般被保険者を雇用増1名につき70万円 4)リース経費:5年以上のリース機器等を対象に、1年目の経費の2/3を助成 5)研修経費:新規雇用者を県内で委託研修する場合、1名20万円を限度に所要額の2/3を助成 1)法人事業税:最初の補助金の交付を受けた日の属する事業年度から5事業年度間について課税免除 2)不動産取得税:事業開始の日から5年以内の不動産取得について課税免除 限度額:1)2)年間2,000万円・助成期間5年間 4)1,000万円・初年度のみ 5)年間1,000万円・助成期間5年間	本県では、県内にコールセンター等を新設する企業に対し雇用に係る助成や、リース経費に係る助成など多くのメニューをとりそろえた全国トップクラスを誇る助成制度や、県税の課税免除制度などを用意しております。 徳島県商工労働部産業振興課 TEL 088-621-2155、2156 http://www.onlyone-tokushima.jp
愛媛県	愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱 (平成21年3月31日まで) 対象要件 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること 新規県内雇用20人以上(常用労働者に限る)	投下固定資産額に係る奨励金 交付額:投下固定資産額の10～15%(限度額5億円) 事業用資産の賃借料に係る奨励金 交付額:適正な賃借料の1/2相当額を交付(限度額2,000万円・期間5年以内) 通信回線使用料に係る奨励金 交付額:適正な使用料の1/2相当額を交付(限度額2,000万円・期間5年以内) 雇用促進に係る奨励金 交付額:新たに県内から雇用した常用労働者数×50万円(限度額5億円)	支援制度を大幅に拡充強化しました。さらに、地元市町、関係機関とも連携して迅速に対応します。特に、南予地域(県南部)へ立地していただける企業の皆様をお待ちしております。 愛媛県経済労働部企業立地推進室 TEL 089-912-2260
松山市	松山市情報通信関連企業立地促進要綱 対象要件 市内に平成18年度までに新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者20人以上	施設設備に係る奨励金:通信設備等整備(工事費及び機器購入費)1/2(3年以内) スタッフ教育に係る奨励金:社員及び研修生等教育に係る費用1/2(3年以内) 事業用資産の賃借料に係る奨励金:貸しオフィス、通信機器等の適正な賃借料1/3(3～5年以内) 専用通信回線利用に係る奨励金:専用通信回線利用料1/2(3～5年以内) 雇用促進に係る奨励金:新規雇用者30万円/人(短時間15万円) 限度額: + + + 8,000万円 3億円(3年以内) 総額:3億8,000万円	本市の支援制度の特長は、進出企業の個別ニーズに合うような様々な支援メニューを用意したことにある。その他、人材確保対策等についても、関係機関と連携の下、支援を行っている。 松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiiike/
福岡県	福岡県企業立地促進交付金 交付要件 設備投資額:購入の場合3億円以上(ただし、土地取得額は除く)またはリースの場合年額2,000万円以上(ただし、業務施設賃借額は除く) および 県民の新規常用雇用:50人以上	建物取得費(オフィス購入費用):取得金額の1%(一回のみの交付) オフィスリース料:年間リース料の1/4(敷金・共益費は対象外)3年間交付 設備機器取得費(購入費用):取得金額の1%(一回のみの交付) 設備機器リース料:年間リース料の1/4(一回のみの交付) 専用通信回線使用料:年間使用料の1/4(回線接続にかかる工事を含む)3年間交付 県民の新規常用雇用1名につき25万円。操業開始から3年間の、新規雇用者を対象(1人につき一回のみの交付) 限度額 通算3,000万円を限度 通算6,000万円を限度 からの合計限度額:1.5億円。交付対象経費全体で合計限度額:5億円 福岡市・北九州市以外にオフィスを設置した場合、上記交付算定方式の2倍となる。	人材確保の支援策:「福岡県若年者しごとサポートセンター」におけるオペレーター研修や、中高年求職者総合支援事業における通信関連コースの職業訓練を行っており、人材育成と就業支援を行っている。 福岡県商工部企業立地課 TEL 092-643-3441 http://www.joho-fukuoka.or.jp/kigyorichi/

特集 各自治体のコールセンター支援制度

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
福岡市	福岡市のコールセンター助成制度 所有型/設備投資助成 賃借型/賃借料助成 要件 対象事業の用に供する土地または建物または機械設備を所有する対象事業者。新設、延床面積200㎡超 対象事業の用に供する建物または機械設備を賃借する対象事業者。新設、延床面積100㎡超 申請にあたっては事前協議が必要。アイランドシティに立地する場合は面積要件なし	所有型/設備投資助成 <アイランドシティ立地の場合> 1) 土地及び建物所有: 土地、建物、機械設備取得費の5.0% 2) 上記以外: 土地、建物、機械設備取得費の5.0% <都心部、副都心等に立地の場合> 3) 土地及び建物所有: 建物、機械設備取得費の5.0% 4) 上記以外: 建物、機械設備取得費の2.5% 賃借型/賃借料助成 <アイランドシティ賃借の場合> 1) 建物、機械設備の年間賃借料の1/3(賃借月額が4,000円/㎡を限度)。期間: 3年、外国企業等は4年(都心部、副都心等賃借の場合は期間: 1年) 限度額 1): 5億円 2): 3億円 3): 1億円 4): 5,000万円 1): 7,500万円(年間2,500万円) 外国企業等は1億円(年間2,500万円) 2): 5,000万円	福岡市の企業立地促進交付金制度は、雇用助成などがある福岡市の制度と併用可能です。また、他都市に比べ制度の要件が複雑でなく、非常に使いやすい制度となっております。なお、申請にあたっては事前協議が必要です。 福岡市経済振興局 TEL 092-711-4327 http://www.city.fukuoka.jp/investment/
佐賀県	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金(コールセンター立地に対する支援該当分) 対象要件: 電話やインターネットなどの通信回線を通じて顧客対応を集中的に行う窓口の設置を行う者 1) 建物等の取得の場合: 投下固定資産額が3千万円以上、操業開始後1年以内の新規地元雇用者20人以上、立地決定後2年以内に操業開始 2) 施設リースの場合: 延床面積100㎡以上、操業開始後1年以内の新規地元雇用者20人以上、立地決定後2年以内に操業開始	1) 建物等の取得の場合 立地補助: 投下固定資産額の1/10 2) 施設リースの場合 建物賃貸料補助: オフィス賃料の1/2 通信費補助: 専用回線等使用料の1/2 3) 雇用促進奨励金 20万円×増加新規地元雇用者数 限度額 1億円 3年間で3千万円 3年間で8千万円 なし	佐賀県新産業課企業誘致担当 TEL 0952-25-7097 http://pref.saga.jp/
長崎県	情報処理・高度知識集約型産業立地促進補助金 対象要件 1) コールセンターなど 新規常時雇用者50人以上(過疎地域は25人以上)確保、投下固定資産額3千万円以上 2) ファイナンスセンター等 新規常時雇用者11人以上(過疎地域は5人以上)確保、投下固定資産額1億円以上 1) 2) 新規常時雇用者数を5年間確保すること	通信費: 事業の用に供する通信費の1/2 賃借料: 事務所賃借料の1/4 人件費: 新規常時雇用者×30万円(事業開始時に100人以上雇用する場合は50万円/人) 設備補助: 設備投資額の10% ~ 離島・半島地域は50%加算 但し、人件費について離島地域は100%加算 限度額 各年度4,000万円以下(3年間) 坪単価1万円以下(3年間) 1人1回限り 当初1年間の投資(リースに関しては当初1年間の契約に関する3年分の実支出)額に限る 備考(共通): 3年間の補助金総額2億4,000万円限度(離島・半島地域は3億6,000万円限度)。事務所新設から6ヶ月以内に雇用要件を満たした上で事業開始	県の助成金に加え、別途各市の助成金制度(下段)があります。 長崎県企業振興・立地推進本部 TEL 095-820-8890 http://www.joho-nagasaki.or.jp/danchi/
長崎県5市町	長崎市 賃借料: 賃料の1/2(5年間) 人件費: 30万円/人(新卒採用は50万円/人) 限度額: 各年度5千万円 3千万円 佐世保市 賃借料: 賃料の1/2(3年間) 人件費: 15万円/人 改装費: 5000円/㎡×改装面積と実額の少ない方 限度額: ~ の合計で3千万円 大村市 賃借料: 賃料の1/2(3年間) 限度額 面積: 2坪×従業員数 単価: 1万円/月・坪 人件費: 15万円/人 限度額: なし 建設補助金: 1) 新築: 1万円/㎡ 限度額: 2500万円 2) 改修: 5000円/㎡×改修面積と実額の少ない方 限度額: 1千万円 島原市 人件費: 5万円/人 限度額: 1千万円 上五島町 人件費: 15万円/人 限度額: 1千万円		
大分県	大分県コールセンター企業立地促進補助金 対象要件 設備投資額が5,000万円以上で事業所延べ床面積が1,000㎡以上あること 事業所の操業に伴う新規地元雇用者が30人以上であり、操業開始後5年で200人の雇用が見込まれるもの 専らコールセンターを業として行うもの 大分県企業立地促進補助金及び大分県大規模投資促進補助金の適用を受けてないこと	設備投資額: 設備投資額×15%以内 人件費: 雇用者数×50万円以内 通信費: 事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2以内(3年間補助) 賃貸料: 事業所の賃貸に要した経費×1/3以内(3年間補助) 限度額 合わせて1億円 9,000万円(3,000万円/年) 9,000万円(3,000万円/年)	大分県企業立地推進課 TEL 097-536-1111 (内線3243.3244.3245) http://www.pref.oita.jp/14050/guide/yugu/hojo_ken.html
宮崎県	企業立地促進補助金 対象要件: 新設6人名以上/増設51人以上	投資額割: 4/100(国内企業) 6/100(外資系企業) 雇用者割: 新規雇用者1人当たり30万円(操業後3年までの新規雇用者が対象) 情報通信: 専用通信回線等を利用して事業を行う場合、年間使用料×80%を補助 施設整備: 既存施設に入居して事業を行う場合、その施設整備費の50%を補助 限度額: 総額5億円 年間限度額2000万円、3年間 1㎡あたり2万5000円を限度	左記補助金以外に、県内のコールセンター人材確保に向け、コールセンターにおけるコミュニケーションスキルやビジネス電話対応、パソコン研修などの人材育成事業を展開している。 宮崎県商工観光労働部 新産業支援課企業立地推進担当 TEL 0985-26-7096 http://www.pref.miyazaki.lg.jp から「企業立地のご案内」にアクセス

情報は2006年5月現在のものです。 1: 支援制度の特長については各自治体のコメントをそのまま掲載しています。詳細等につきましては各自治体連絡先までお問い合わせください

	事業名(期間)/対象要件	助成内容/限度額	支援制度の特長(1)/連絡先
鹿児島県	鹿児島県企業立地促進補助金 対象要件 コールセンター業務を行う事業所 新規雇用者30名以上 補助金の交付を受けるには、県立会による地元市町村との立地協定または県と直接の立地協定の締結が前提となる	専用回線使用料×50%(3年間) オフィス賃借料×50%(3年間) 新規雇用者数×30万円 設備投資額×2% 限度額 6,000万円(3年間通算) 3,000万円(3年間通算) ～ の合計交付限度額 6,000万円	鹿児島県商工労働部産業立地課 TEL 099-286-2983 http://www.pref.kagoshima.jp/
沖縄県	通信コスト低減化支援 データセンター集積支援補助金 IT先進事業創出支援事業 戦略人材育成支援事業 対象企業・要件 3年で20名以上の県内新規雇用が見込まれる事業、または高度な専門知識を有する人材を3年で10名以上の県内新規雇用が見込まれる事業等(パートを含まず。選定された企業に限る) 10テラバイト以上のデータ容量を持つデータセンターを県内の専用施設へ移転する場合。新規雇用の創出又は県内産業の振興に資すること 県内で先進的な新規事業に取り組む情報通信関連企業 新規雇用を伴うもの	専用回線「沖縄県情報産業ハイウェイ(県内AP-東京AP間/県内AP-大阪AP間)を無償貸与(利用開始日～平成19年度末) データセンター移転に要する経費の1/2以内 新規事業立ち上げに係る通信費(国内、海外)のうち1/2以内を補助(利用開始日～平成18年度末) 県内の情報通信産業の事業者が、社員に専門的な技能等を習得させるため行う国内外(県内を除く)先進企業等への派遣に要する研修費用を助成(1ヵ月以上の研修であること) 交通費(通勤費を除く)及び居住費(家賃、寮費及び礼金)3/4の額を助成(派遣地域・期間別に限度額の設定あり) 限度額 2,000万円 1社あたり500万円	沖縄県観光商工部 情報産業振興課 TEL 098-866-2503 http://www.pref.okinawa.jp/iip/index.html

協会日誌

4 / 19 事業委員会

テレマーケティング・ガイドブックの発行について
 広告の募集依頼先、ガイドブックの配布先等について、拡充する施策を討議した。
 海外視察ツアー
 会員に対し、希望視察先や時期等についてのアンケートを実施し、結果に基づいて訪問国等を検討することとなった。
 JTAテレマーケティングスクール
 ・2005年度の開催結果報告をした。
 ・センターマネージャー講座を2006

年7～8月に開催することとなった。

5 / 5 理事会

総会議案について
 2005年度活動報告・収支報告、2006年度活動計画案・収支予算案等について諮り、承認された。
 CRMアウトソーシング大会・CRMソリューション大会(仮称)の開催について
 テレマーケティング・エージェンシーやシステムベンダー等の事例発表の場として開催することとなった。

入退会について
 前回理事会以降の入退会社を報告し、承認された。

5 / 12 広報委員会

JTAニュース発行について
 ・6月号の特集「自治体のコールセンター支援制度」の進捗状況について報告した。
 ・7月号では、2006年度事業活動計画等を掲載することとなった。
 今後の記事について
 海外のコールセンター関連情報等を掲載することとなった。
 JTAメールニュース発行について
 VOL.52を2006年5月15日に発行したことを報告した。

JTAメールニュース 好評配信中

情報調査委員会・広報委員会では、より多くの情報を提供することを目的に「JTAメールニュース」の配信を行っています(配信日:不定期)。「JTAメールニュース」では、業界の関連情報をはじめ、海外の業界情報や、より多くの方にお知らせしたい協会の情報等を配信しています。

配信ご希望の方は、「JTAメールニュース配信希望」と明記のうえ、配信先メールアドレス・会社名・部署名・氏名・連絡先電話番号を記入し、当協会事務局e-mailアドレス(office@jtasite.or.jp)までお申込みください(登録・購読無料)。

JTA NEWS TOPICS

JTA・NEWS Vol.111 Contents

特集 各自治体の
コールセンター支援制度一覧…… 1-7

協会日誌 …………… 7

TOPICS …………… 8

次号予告

「JTA・NEWS」Vol.112では、第10回通常
総会開催報告、2006年度当協会事業活動
計画などを掲載する予定です。

掲載内容は変更する可能性があります

JTAスクール

2006年7～8月開催スケジュール

7/6(木)～7/7(金) 東京会場 トレーナー養成講座 後藤啓子講師
7/13(木)～7/14(金) 東京会場 スーパーバイザー養成講座 濱富美子講師
7/20(木)～7/21(金) 大阪会場 クレーム対応講座 玉本美砂子講師
7/27(木)～7/28(金) 東京会場 スクリプト作成講座 鈴木誠講師
8/3(木)～8/4(金) 東京会場 テレコミュニケーション養成講座 角脇さつき講師
8/24(木)～8/25(金) 東京会場 スーパーバイザー養成講座 黒田真紀子講師

当協会ホームページから JTAスクールの お申し込みができます

<http://jtasite.or.jp/event/school.html>
電話でのお問合せ先
(社)日本テレマーケティング協会
TEL: 03-5289-8891

お答えします。

テレマーケティングの
あらゆる「？」

テレマーケティング電話相談室

03-5289-0404

受付時間 10:00～16:00(土曜・日曜・祝日を除く)

コールセンター入門講座 開催迫る

当協会では、2006年6月27日(火)に「コールセンター入門講座」を開催します。本講座では、コールセンター/テレマーケティングの機能・役割、基本用語、CS、コミュニケーションなどの概論に加え、調査に基づく「コールセンターの実態・トレンド・成功事例」、個人情報保護法など「コールセンターに関連する法律」について、分かりやすく解説します。新たにコールセンター業務に携わる方はもちろん、基礎の再確認、新人教育の参考、業界の現状を学びたい方のご参加をお待ちしております。講座の詳細は当協会ホームページ(<http://jtasite.or.jp>)を参照ください。

日時 2006年6月27日(火) 13:00～17:20

会場 石山記念ホール 会議室3(東京都渋谷区渋谷1-1-8青山ダイヤモンドビル9F)

「会社法の留意点」についての説明会 開催

2006年5月1日の「会社法」施行に先立ち、2006年4月26日、当協会では「会社法の留意点」についての説明会を開催しました(会場:NTT麻布セミナーハウス)。

本説明会では、当協会理事であり弁護士の川越憲治氏をお迎えし、会社法制定の趣旨、会社の種類、定款の内容など、会社法の留意点について解説しました。



新入会員のご紹介(2006年4月入会) 2006年4月現在・正会員数 194社

株式会社クローバー・ネットワーク・コム SUPPORT

代表者: 代表取締役社長 長嶋 克佳

本社所在地: 東京都新宿区市谷田町2-31-3 ユービー市ヶ谷ビル3F

ホームページURL: <http://www.clovernetwork.co.jp/>

<プロフィール、提供している商品・サービス紹介>

当社は平成2年創業以来、各種データベースを提供してまいりました。当社のドックベルは、総務省が許可する電話番号3億5千万件全てについて、固定電話は平成13年1月、携帯電話は平成14年11月から定期的に使用状況調査を行った履歴データベースです。テレマーケティングを行う電話番号に関して事前のクリーニングを行うことで、欠番、移転先電話番号等を把握することができます。また、最大の特徴として5年以上の使用状況履歴が蓄積されていますので、過去に遡っての移転調査が可能です。個人で45%以上、法人であれば99%以上遡って移転先電話番号を把握することができます。テレマーケティングに更なる付加価値を加味して下さい。

株式会社リックテレコム SUPPORT

代表者: 中村功・月刊コンピューターテレフォニー編集部 / 編集

本社所在地: 東京都文京区湯島3-7-7 リックビル

ホームページURL: <http://www.ric.co.jp/ct-japan/>

<プロフィール、提供している商品・サービス紹介>

情報・通信関連総合出版社。CRM/コンタクトセンター構築・運営のための専門誌「月刊コンピューターテレフォニー」を1998年に創刊。月刊誌発行と併行し、専門イベント『CRM/コールセンターデモ&コンファレンス』(池袋サンシャイン)、専門アワード『コンタクトセンター・アワード』を主催している。

代表的な刊行物に「コールセンター白書」(独自調査に基づく国内実態調査統計: 編集部編)、「新版コールセンターのすべて」(菱沼千明著)、「アウトバウンドの本」(トランスコスモス著)、「コールセンター・マネジメント改革」(佐伯学/寺川正浩著)、「テキストマイニング活用法」(石川哲著)などがある。